

9月定例美祢市教育委員会会議

(議 案)

議案第1号

美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊設置要綱の制定について

美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊設置要綱を次のとおり制定するものとする。

平成29年9月25日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊設置要綱

(設置)

第1条 すべての保護者が安心して家庭教育を行うことができるように、地域人材を活用し、家庭教育に関する悩みをもっている保護者を対象に、家庭教育や子育てに関する相談対応や情報提供等の支援を行うため、美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊（以下「寄り添い応援隊」という。）を設置する。

(事業)

第2条 寄り添い応援隊の事業は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 家庭教育及び子育てに関する相談対応に関すること。
- (2) 県又は広域圏等で開催される研修会への参加に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、家庭教育等の支援に関すること。

(組織)

第3条 寄り添い応援隊は、学校関係者、保育関係者、主任児童員、家庭児童相談員及び家庭教育アドバイザー養成講座修了者の中から教育委員会が委嘱した委員5人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 寄り添い応援隊に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1人
- (2) 副委員長 1人

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長が指名する。

(役員職務)

第6条 委員長は、寄り添い応援隊を代表し、隊を統括する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 寄り添い応援隊の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(庶務)

第8条 寄り添い応援隊の庶務は、教育委員会事務局生涯学習スポーツ推進課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、寄り添い応援隊の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成29年8月28日から施行する。

議案第2号

美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊委員の委嘱について

下記の者を美祢市家庭教育支援チーム寄り添い応援隊委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

平成29年9月25日提出

美祢市教育委員会教育長 岡崎 堅次

記

- 1 家庭教育支援チーム寄り添い応援隊委員の任期
平成29年8月28日から平成30年3月31日まで
- 2 家庭教育支援チーム寄り添い応援隊委員の氏名

氏名	生年月日	住所	備考
宮崎 芳子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	美祢市立綾木小学校非常勤講師
上利 真澄	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	主任児童委員
田中 和代	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	山口県「家庭教育アドバイザー養成講座」修了者
安倍 悦子	■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	市民福祉部 地域福祉課 家庭児童相談員